

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社よみうりランド			コード	9671
提出日	2020/6/1	異動（予定）日	2020/6/18		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて社外役員の選任議案が付議され、社外監査役1名を新たに独立役員として指定するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	加藤 隼	社外取締役	○													○		有
2	山口寿一	社外取締役	○									○	○					有
3	村岡彰敏	社外取締役	○									○						有
4	児玉幸治	社外監査役	○													○		有
5	岡田明重	社外監査役	○													○		有
6	塚田信由紀	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		当該社外取締役は、従前より客観的観点から当社の取締役会の監督機能強化等の役割を担ってきたものであって今後も同様と考えられます。当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しました。なお、当該社外取締役は、「上場管理に関するガイドライン」に規定する一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事由に該当しないものと判断しています。
2	当該社外取締役は、当社の主要株主である株式会社読売新聞グループ本社の業務執行者であります。 また、野球場の賃貸などに関する取引先である株式会社読売巨人軍の業務執行者であります。	当社と主要株主である株式会社読売新聞グループ本社との間に直接の取引関係はなく、当社と株式会社読売巨人軍の間に取引関係はあるものの依存度は低く、当社とこれらの会社とは事業分野を異にすることから、当社の自由な企業活動が制約されるおそれはないと考えます。当社とこれらの会社の間には取締役の兼任関係があるものの、当社独自の経営判断が妨げられる状況にはありません。当該社外取締役は、従前より客観的観点から当社の取締役会の監督機能強化等の役割を担ってきたものであって今後も同様と考えられます。以上から、当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しました。なお、当該社外取締役は、「上場管理に関するガイドライン」に規定する一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事由に該当しないものと判断しています。
3	当該社外取締役は、当社の主要株主である株式会社読売新聞グループ本社の業務執行者であります。	当社と主要株主である株式会社読売新聞グループ本社との間に直接の取引関係はなく、当社の自由な企業活動が制約されるおそれはないと考えます。当社と当社との間には取締役の兼任関係があるものの、当社独自の経営判断が妨げられる状況にはありません。当該社外取締役は、従前より客観的観点から当社の取締役会の監督機能強化等の役割を担ってきたものであって今後も同様と考えられます。以上から、当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しました。なお、当該社外取締役は、「上場管理に関するガイドライン」に規定する一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事由に該当しないものと判断しています。

4		当該社外監査役は官庁出身であって産業界全般に精通し、上場企業他社の役員経験も豊富なことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当該社外監査役は、従前より中立公正な立場から監査を行ってきたものであって、今後も同様と考えられます。以上から、当該社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しました。なお、当該社外監査役は、「上場管理に関するガイドライン」に規定する一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事由に該当しないものと判断しています。
5		当該社外監査役は金融機関において長年の業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。当該社外監査役は、従前より中立公正な立場から監査を行ってきたものであって、今後も同様と考えられます。以上から、当該社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しました。なお、当該社外監査役は、「上場管理に関するガイドライン」に規定する一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事由に該当しないものと判断しています。
6		当該社外監査役は他企業での業務経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。当該社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しました。なお、当該社外監査役は、「上場管理に関するガイドライン」に規定する一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事由に該当しないものと判断しています。

4. 補足説明

- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。